

太田市立図書館資料収集基準

1 目的

太田市立図書館（以下「図書館」という。）は、図書館法に基づく公共図書館として、市民にその教養、調査研究、レクリエーション等に必要な資料を提供するため、図書館資料の収集に努める。

2 基本方針

資料の収集に当たり、次の事項に配慮する。

- (1) 体系的で均衡のとれた蔵書構成を図る。
- (2) あらゆる思想、信条、宗教に対して公平な立場で、かつ、広い視野に立って収集する。
- (3) 対立する意見等のある資料については、それぞれの観点に立つ資料を収集する。
- (4) 個人・組織・団体等からの圧力や干渉によって収集しない。
- (5) 個人的な購入図書（リクエスト）については、資料選定基準に準じて処理する。
- (6) 資料の範囲は、全分野にわたり、一般資料から専門的資料まで、幅広く収集するほか、外国語資料の収集にも努める。

3 収集資料の種類

(1) 図書

ア 一般図書

市民の社会生活・職業生活・家庭生活に必要な新しい知識・情報をもたらす身近な図書や教養・文学・生活技術・趣味・娯楽・レクリエーション等に関する図書

イ 参考図書

市民が生活上の諸問題解決のための学習や調査研究に必要な図書及び図書館に欠くことのできない基本的な図書

ウ 児童図書

子どもたちが日常生活の中で読書週間を身につけ、読書に対する意欲・関心・態度を高めるとともに豊かな情操を育む図書

エ 児童用参考図書

児童・生徒の教養を高め、学習の基礎・基本を身につけるための基本的図

書及び参考図書(辞典、百科事典、年鑑、統計、人名、地名等の辞典、地図、図鑑、その他)

オ 絵 本

日本並びに外国の絵本

カ 紙芝居

子どもに夢を与えるような名作等

キ その他

(2) 逐次刊行物

日常生活に関係の深い雑誌及び新聞等

(3) 郷土資料

太田市及び周辺市町村を中心とした資料と著作物等

(4) 行政資料

市・県・国政に関する行政資料

(5) 海外資料

諸外国に対して認識を深める資料

国際交流に関わる資料

(6) 障害者向け資料

身体に障害を持った人たちのための資料

(7) 視聴覚資料

情報提供に占める視聴覚資料の役割を考慮し、収集する。

DVD、CD、その他資料

(8) その他の資料

パンフレット・ポスター類等

4 資料選定委員会

資料の選定に当たっては、資料選定委員会が行う。

(資料選定委員は、図書館職員全員で構成する。)

5 この方針の細部については、資料選定委員により決定する。

附 則

この基準は、平成17年3月28日から適用する。

この基準は、平成24年4月1日から適用する。